平成２９年（フ）第５５６７号
大阪府東大阪市森河内西１丁目23番７号
破産者　近藤　敦志
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６７７号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目22番10―106号
破産者　桝谷　勇夫
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５６号
大阪府吹田市寿町１丁目19番19号
破産者　西村　　昭
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６８号
大阪市旭区今市１丁目18番11号グレイスビル501、前住所大阪市旭区生江３丁目４番20号レスポワール城北３Ｂ号室
破産者　宮本毅こと郡山健史（たけふみ）こと郡山　健史（旧姓宮本）
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２５号
大阪市北区中崎西４丁目２番21―108号、前住所大阪市都島区善源寺町１丁目13番５号カームハイツ302号
破産者　大月　輔子（旧姓岡本）
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５１号
大阪府守口市八雲西町４丁目５番10号
破産者　櫻井　啓蔵
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４４２号
大阪府寝屋川市下神田町６番１号
破産者　黒田　　繁
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４７５号
大阪府吹田市千里山西４丁目29番６号(206)、前住所鹿児島市上荒田町25番５号メゾン林Ｂ棟202号
破産者　丹治　年枝（旧姓福永）
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７４０号
大阪市住吉区苅田４丁目８番３―906号
破産者　山岸　信雄
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３８号
堺市堺区少林寺町西２丁２番６号　コーポフェニックス101号
破産者　佐藤　貴志
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６８号
堺市西区浜寺南町１丁３番地10
破産者　五代　康孝
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第７７号
堺市西区菱木３丁2006番地９　プレステージ菱木101号、前住所堺市北区百舌鳥梅北町３丁125番地182
破産者　原口　春美
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第７９号
大阪府和泉市鍛治屋町69番地の３　（金谷マンション207号室）
破産者　ケイプランニングこと　明石家啓二
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第８６号
堺市南区三原台３丁27番11号
破産者　浦尾　友江
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第８７号
堺市南区三原台３丁27番11号
破産者　浦尾　良平
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５１号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番509―501号
破産者　森　　正道
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８１号
神戸市北区花山東町２番10―502号
破産者　鳥谷　政秀
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８８号
神戸市須磨区白川台４丁目23番37号、従前の住所兵庫県明石市二見町東二見1123番地の26
破産者　小實　和磨
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２１号
神戸市灘区神前町４丁目２番１号　市営神前住宅１号棟407、従前の住所神戸市灘区城内通４丁目４番５―201号
破産者　Ｃｈａｎｔｉｌｌｙ輝こと　竹田　保夫
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部